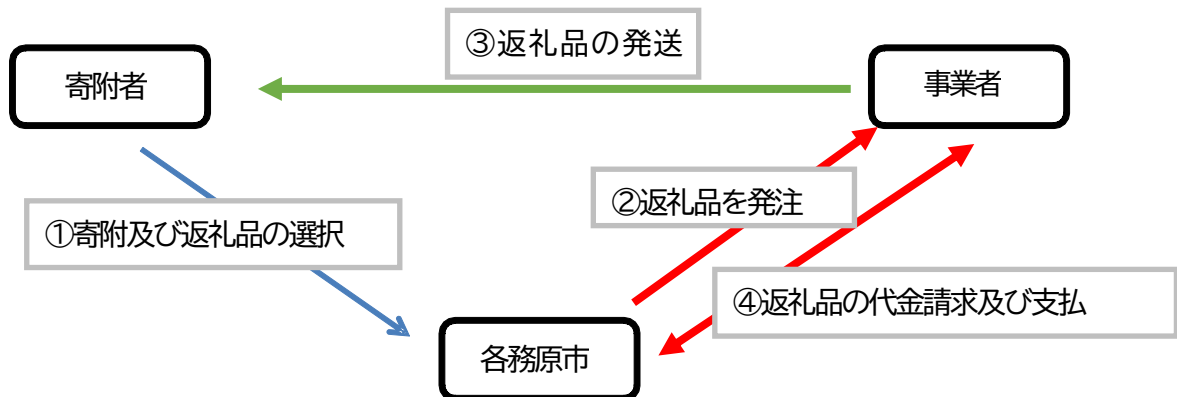


1. 概要

寄附金額が住民税等から控除される「ふるさと納税」の制度を活用し、各務原市へのふるさと納税（寄附）の促進と、地元企業のPR・販売促進のため、寄附へのお礼となる「返礼品」を提供して頂く事業者を募集しています。

【寄附から支払までの流れ】



2. 事業者要件

- ・ 1年以上営業（活動）の実績があり、各務原市の地場産品を継続的に生産又は提供できる企業又は個人。
- ※地場産品とは総務省より通知されている「地場産品基準」に合致するものとする。

地場産品に合致するか判断が難しい場合はふるさと納税担当者へご相談ください。

- ・ 通信販売の事業をおこなっていること（役務提供の場合は除く）。
- ・ 「各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）」に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ・ 本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地の市町村税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。また、法人税（個人にあっては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

3. 返礼品の例

- ・ 食料品（到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限があるもの）
- ・ 日用、雑貨品
- ・ 施設や役務の利用券（有効期限が到着後半年程度あること）

4. 事業者のメリット

- ・ 税の控除又は還付により寄附者の負担がないため、寄附者が購入しやすくなります。
- ・ お礼の品の発送時に限り、自社商品のパンフレットを同封するなど、自社のPRができます。

5. 支払額

- ・ 提供していただく返礼品の価格と、梱包や本州地域に送付する費用。

※北海道、沖縄等の離島へ発送する場合の追加料金を別途設定

6. 事業者への依頼事項

- ・事前協議後に各務原市と事業者の間で年度ごとの単価契約を結びます。また、発注予定数量及び、最低発注数は設けませんので、返礼品の発注が全く行われない可能性もあります。
- ・製品の魅力をアピールする文章と画像の提供をお願いします。
- ・返礼品の発送、品質、内容について寄附者からの問い合わせに対応する窓口を設置して下さい。
- ・返礼品は当市からの発注後、30日以内（できれば速やかに）及び年度末（3月末日）までに到着するように発送してください。到着日が年末年始、お盆期間等など長期間にわたり不在になる可能性が高い時期に発送する場合は、発送時期をずらしたり、受取人に事前に受取日を確認する等不在による返品がないようにしてください。
- ・発送手段については、返礼品の品質が維持され、また、ゆうパックや宅急便等の受取者が返礼品を対面で受領し、かつ、配送の過程がインターネット等で追跡できる方法により行ってください。
- ・発注、配送等の情報を市と事業者で共有するため、インターネットに接続したパソコンを用意してください。
- ・返礼品が配達できなかった場合、引き戻し手数料、再発送に係る費用、お礼の品代は原則協力事業者負担とします。また、寄附者に受け取って頂くために、可能な限り宅配業者での保管期限の延長をしてください。
- ・発送に際して提供した個人情報について、発送、管理以外の目的に使用することはできません。（契約文書中に記載する個人情報の取り扱いに関する事項について厳守してください）
- ・提供する返礼品の販売（通信販売）を行う上で、必要な法令（食品であれば食品表示法）がある場合、遵守していることの証明書・資料を提出してください。
- ・食事券、利用券等の役務を提供する場合、券面に「有効期限」「通し番号」「転売禁止」「利用できる店舗名（市外にも店舗がある場合）等を記載してください。

【地場産品基準抜粋】

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

各務原市ふるさと納税担当連絡先

窓口：各務原市役所産業活力部観光交流課（産業文化センター6階）

電話番号：058-383-1905 メールアドレス：frst@city.kakamigahara.gifu.jp